一　第二―一章A部第二規則27の次に28として次のように加える。

28　「ばら積み船舶及び油タンカーの建造に係る目標指向型新造船基準」とは、海上安全委員会が決議ＭＳＣ二八七（八七）によつて採択したばら積み船舶及び油タンカーの建造に係る目標指向型新造船国際基準（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規則に従つて採択され、効力を生じ、及び実施される国際海事機関による改正を含む。）をいう。

二　第二―一章A―一部第三―九規則の次に第三―十規則として次のように加える。

第三―十規則　ばら積み船舶及び油タンカーの建造に係る目標指向型新造船基準

1　この規則の規定は、次に掲げる長さ百五十メートル以上の油タンカー並びに長さ百五十メートル以上のばら積み船舶であつて一層の甲板を備え、並びに貨物区域にトップサイド・タンク及びホッパーサイド・タンクを設けているもの（鉱石運搬船及び兼用船を除く。）について適用する。

.1　二千十六年七月一日以後に建造契約が結ばれる船舶

.2　建造契約がない場合には、二千十七年七月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

.3　二千二十年七月一日以後に引渡しが行われる船舶

2　船舶は、特定の運航及び環境上の状況の下で適切に運航され、及び維持される場合には、その耐用期間を通じて非損傷時及び特定の損傷時において安全にかつ環境を害しないように、特定の耐用期間を考慮して設計され、及び建造される。

2.1　「安全にかつ環境を害しない」とは、船舶の浸水又は水密性の喪失をもたらすような構造上の欠陥（崩壊を含む。）に起因する船舶の滅失及び海洋環境の汚染の危険を最小限にするために、船舶が十分な強さ、保全性及び安定性を有することをいう。

2.2　「環境を害しない」には、船舶が環境上受入れ可能であつて再生利用できる材質により建造されていることを含む。

2.3　「安全」には、安全な出入り、脱出、検査及び適切な維持並びに安全な運航の促進のために必要な船舶の構造、取付け物及び配置を含む。

2.4　「特定の運航及び環境上の状況」とは、船舶の耐用期間を通じて意図された運航区域により定義されるものとし、並びに港湾、水路及び海上における貨物及びバラストの操作から発生する環境上の状況（中間的な状況を含む。）を含む。

2.5　「特定の耐用期間」とは、船舶が運航に従事し、又は環境上の状況若しくは船舶に腐食をもたらす環境にさらされると仮定する名目上の期間をいい、適切な船舶の設計の要素を選択するために使用される。もつとも、船舶の実際の供用年数は、その耐用年数を通じた実際の運航状況及び船舶の維持に応じて長くなるか、又は短くなる。

3　2から2.5までに規定する要件は、ばら積み船舶及び油タンカーの建造に係る目標指向型新造船基準の機能上の要件に適合する第十一―一章第一規則の規定に基づいて主管庁が認める団体の構造上の適用要件又は主管庁が定める自国の基準を満たすことにより達成される。

4　船舶建造ファイル（ばら積み船舶及び油タンカーの建造に係る目標指向型新造船基準の機能上の要件が、船舶の設計及び建造にどのように適用されたかについての具体的な情報を含む。）は、新造船の引渡しに際して当該船舶に備え付けられ、航行中又は停泊中も保持され、及び船舶の供用期間中適切に更新される。船舶建造ファイルの内容は、少なくとも、国際海事機関が作成するガイドラインに適合するものとする。

三　第二―一章A―一部第三―十規則の次に第三―十一規則として次のように加える。

第三―十一規則　原油タンカーの貨物油タンクの腐食からの保護

1　3の規定は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書Ⅰ第一規則に定義する原油タンカーであつて、次に掲げる載貨重量五千トン以上のものについて適用する。

.1　二千十三年一月一日以後に建造契約が結ばれるもの

.2　建造契約がない場合には、二千十三年七月一日以後にキールが据え付けられるもの又はこれと同様の建造段階にあるもの

.3　二千十六年一月一日以後に引渡しが行われるもの

2　3の規定は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書Ⅰ第一規則及び附属書Ⅱ第一規則に定義する兼用船又は化学薬品タンカーについては、適用しない。この規則の規定の適用上、化学薬品タンカーには、油を運ぶ化学薬品タンカーを含む。

3　原油タンカーの全ての貨物油タンクには、次のいずれかの措置を講ずる。

.1　海上安全委員会が決議ＭＳＣ二八八（八七）によつて採択した原油タンカーの貨物油タンクの保護塗装についての性能基準（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）に従つて、腐食からの保護のための代替手段又は構造強度が二十五年間にわたつて保たれる耐食性材料を利用することにより保護する。

4　主管庁は、原油タンカーについて試験の目的で3.1に規定する塗装方式に代わる新たな形式の使用を許可するため、3に規定する要件を免除することができる。ただし、新たな形式について、適切に制御し、定期的に評価し、及び塗装方式に不具合が生じているか又は生ずるおそれがある場合における緊急の是正措置の必要性を認識することを条件とする。その免除については、免除証書に記載する。

.2　海上安全委員会が決議ＭＳＣ二八九（八七）によつて採択した原油タンカーの貨物油タンクの腐食からの保護のための代替手段についての性能基準（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）に従つて、腐食からの保護のための代替手段又は構造強度が二十五年間にわたつて保たれる耐食性材料を利用することにより保護する。

4　主管庁は、原油タンカーについて試験の目的で3.1に規定する塗装方式に代わる新たな形式の使用を許可するため、3に規定する要件を免除することができる。ただし、新たな形式について、適切に制御し、定期的に評価し、及び塗装方式に不具合が生じているか又は生ずるおそれがある場合における緊急の是正措置の必要性を認識することを条件とする。その免除については、免除証書に記載する。

5　主管庁は、原油タンカーが腐食を起こさない貨物又は貨物取扱い作業にのみ従事する目的で建造される場合には、当該原油タンカーについて3に規定する要件を免除することができる。そのような免除及び免除付与の条件は、免除証書に記載する。

四　第二―二章A部第一規則2.2.5の次に2.2.6として次のように加える。

.6　第四規則5.7.1の規定

五　第二―二章B部第四規則5.7を次のように改める。

5.7　ガスの計測及び検出

5.7.1　持運び式装置

全てのタンカーは、酸素の測定及び可燃性蒸気の濃度の測定のために、持運び式の装置について十分な予備品とともに少なくとも各一個を備える。当該装置の較正（こう）のための適当な手段を講ずる。

5.7.2　二重船体区域及び二重底区域におけるガス計測装置

5.7.2.1　二重船体区域及び二重底区域における酸素及び可燃性蒸気の濃度の測定のため適当な持運び式装置を備える。これらの装置を選ぶときは、5.7.2.2に規定する固定式ガス試料採取管系統と結合して使うに当たり、適正な注意を払う。

5.7.2.2　二重船体区域の雰囲気が柔軟なガス試料採取のためのホースを用いて信頼し得る計測をする事ができない場合には、当該区域には、恒久的なガス試料採取のための管を取り付ける。当該管の配置は、当該区域の設計に適合するものとする。